

岩沼市高齢者虐待対応マニュアル

令和4年10月

岩 沼 市

目次

第1章 基本的な考え方 -----	1
1 はじめに	
2 高齢者虐待防止法による定義と高齢者虐待の捉え方等	
(1) 高齢者虐待	
(2) 養介護施設又は養介護事業の範囲	
(3) 高齢者虐待の捉え方と対応が必要な範囲について	
(4) 高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害について	
(5) 高齢者虐待対応における留意事項	
3 高齢者虐待防止対応のための体制整備	
4 市・地域包括支援センターの役割	
第2章 高齢者虐待の未然防止・早期発見 -----	10
1 高齢者虐待の未然防止	
(1) 養護者を支える仕組みづくり	
(2) 地域社会への普及啓発	
2 高齢者虐待の早期発見	
第3章 養護者による高齢者虐待への迅速かつ適切な対応 -----	13
1 対応手順（フロー）	
2 初動期段階（目的：高齢者の生命・身体の安全確保）	
(1) 相談・通報、届出の受付	
(2) 協議	
(3) 事実確認（情報収集・訪問調査）	
(4) コアメンバー会議	
(5) 評価会議	
3 対応段階（目的：虐待の解消・安心して生活を送る環境を整えるための対応）	
(1) 情報収集と虐待発生要因・課題の整理	
(2) 虐待対応計画（案）の作成	
(3) 虐待対応ケース会議	
(4) 評価会議	
第4章 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応 -----	26
1 対応手順（フロー）	
2 施設等虐待への対応	
(1) 相談・通報、届出の受付	
(2) 協議	
(3) 事実確認	
(4) 虐待対応ケース会議	
(5) 調査結果の通知・改善計画の提出依頼	
(6) モニタリング・評価会議	
(7) 終結	

第1章 基本的な考え方

1 はじめに

高齢者の権利利益の擁護に資することを目的として、平成18年4月1日に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」といいます。）」が施行されました。これにより、養護者や養介護施設従事者等による高齢者虐待が定義されるとともに、国や市町村、福祉・医療関係者などの責務や国民の役割が明確化されました。

しかし、近年の急速な高齢化などを背景として認知症高齢者数は急増しており、全国では高齢者に対する身体的虐待、介護や世話の放棄・放任（ネグレクト）、心理的虐待、経済的虐待といった「高齢者虐待」の相談・通報対応件数が年々増加しています。

認知症高齢者をはじめとする介護を必要とする高齢者の中には、判断力の低下などから高齢者虐待などの権利侵害を受けやすい傾向にあり、住み慣れた地域で、安全で安心して生活ができるように、高齢者介護に関わる関係機関のみならず、広く地域住民で支えていく仕組みづくりが急務となっています。

本マニュアルは、平成30年3月に改訂された「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（国マニュアル）」の内容と、本市や地域包括支援センターなどの実際の運用状況を踏まえ、より円滑に高齢者虐待に対応するための支援体制を構築することに主眼を置いて、「高齢者虐待への対応等についてVersion3（平成30年3月）」のマニュアルの改定を行ったものです。

今後も、高齢者虐待の未然防止と早期発見、迅速かつ適切な対応を行うため、地域包括支援センターをはじめとする関係機関と連携しながら、養護者に対する支援を含めた高齢者虐待に関する体制整備の充実に努めてまいります。

2 高齢者虐待防止法による定義と高齢者虐待の捉え方等

高齢者虐待防止法では、以下のように用語が定義され、範囲が定められています。

用語	定義
高齢者	①65歳以上の者 ②65歳未満であっても養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受けている 障害者
養護者	高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの （金銭管理、食事等の世話、家の鍵の管理など何らかの世話をしている家族、親族、知人等） ※同居していなくとも 日常的に 身の世話をしている者は養護者になります。
養介護施設従事者等	老人福祉法及び介護保険法に規定する養介護施設又は養介護事業の業務に従事する者
高齢者虐待	養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待

(1) 高齢者虐待

区 分	養護者による高齢者虐待	養介護施設従事者等による高齢者虐待
身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。	
介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、 <u>養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。</u>	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置 <u>その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。</u>
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。	
経済的虐待	高齢者の財産の不当な処分その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。	

※高齢者の親族が経済的虐待に当たる行為を行っていた場合、養護していなくとも「養護者による虐待」として認定します（高齢者虐待防止法において経済的虐待のみ別の号立てになっており、虐待者を「養護者又は高齢者の親族」としています。）。

(2) 養介護施設又は養介護事業の範囲

区 分	養介護施設	養介護事業
老人福祉法による規定	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設 ・有料老人ホーム 	<ul style="list-style-type: none"> ・老人居宅生活支援事業
介護保険法による規定	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・介護医療院 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・地域包括支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス事業 ・地域密着型サービス事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防サービス事業 ・地域密着型介護予防サービス事業 ・介護予防支援事業

※これらの業務に従事する者とは、直接介護サービスを提供しない者（施設長、事務職員等）や介護職以外で直接高齢者に関わる他の職種も含まれます。

※「養介護施設従事者等による虐待」の対象となる施設、事業は、上記の限定列举となっているため、上記に該当しない施設等については、高齢者虐待防止法上の「養介護施設従事者等による虐待」の規定は適用されません（有料老人ホームの要件を満たさないサービス付き高齢者向け住宅等）。
しかし、提供しているサービス等を考慮し、「高齢者を現に養護する者」による虐待と考えられる場合は、「養護者による高齢者虐待」として対応します。

(3) 高齢者虐待の捉え方と対応が必要な範囲について

ア 65歳以上の障害者が養護者から虐待を受けた場合

この場合、「高齢者虐待防止法」、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号。以下「障害者虐待防止法」といいます。）」のいずれの支援対象にもなります。これらの法律の間に優先劣後の関係はないため、被虐待者の状況に応じて各法律の適切と思われる規定により対応します。

イ 40 歳以上 65 歳未満の特定疾患の方（第 2 号保険者）が養護者から虐待を受けた場合

障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第 1 号において、障害者は「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義されており、特定疾病が原因で介護や支援が必要な状態にある方は障害者とみなすことができるため、**障害者虐待防止法**に基づき対応します。

ウ 医療機関で医療従事者等による高齢者虐待があった場合

高齢者虐待防止法ではなく医療法（昭和 23 年法律第 205 号）の規定に基づき、医療機関の開設者、管理者が適正な管理を行っているか等を県等が検査をし、不適正な場合には指導等を行います。

(4) 高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害について

<p>65 歳未満の者への虐待（障害者虐待防止法の対象外）</p>	<p>介護保険法による地域支援事業（介護予防・日常生活自立支援総合事業）の 1 つとして、市町村には「被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業」の実施が義務づけられており、「被保険者」は 65 歳以上の者に限られていないため、65 歳未満の者へ虐待が生じている場合も支援が必要です。</p>
<p>養護、被養護の関係のない 65 歳以上の高齢者への虐待</p>	<p>高齢者虐待防止法の対象が「現に養護する者」による虐待のため、高齢者虐待防止法の対象外となり、刑法や配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）等により対応することになります。しかし、通報があった段階で虐待者が「現に養護する者」であるかの判定が難しい場合は、「養護者による高齢者虐待」事案として事実確認等を行った上で、同法の所管課（子ども福祉課）や関係機関につないでいく等の対応を行います。なお、次の区分ごとに発生件数を把握しておくこととします。 ①お互いに自立した 65 歳以上の夫婦間での DV ②養護・被養護の関係のない 65 歳以上の高齢者への虐待（①を除きます。）</p>
<p>セルフ・ネグレクト</p>	<p>介護・医療サービスの利用を拒否するなどにより、社会から孤立し、生活行為や心身の健康維持ができなくなっている「セルフ・ネグレクト」状態にある高齢者は、高齢者虐待防止法の対象外となります。しかし、この状態にある高齢者は、認知症のほか、精神疾患・障害、アルコール関連の問題を有すると思われる方も多く、それまでの生活歴や疾病・障害の理由から「支援して欲しくない」「困っていない。」など、地域包括支援センター等の関与を拒否することもあり、生命・身体に重大な危険が生じるおそれや、ひいては孤立死に至るリスクも抱えています。必要に応じて高齢者虐待に準じた対応を行えるよう、既存のネットワークや介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づく地域ケア会議も有効活用しつつ、関係部署・機関の連携体制を構築していきます。なお、生命・身体・財産に重大な危険が生じるおそれのある「セルフ・ネグレクト」状態や消費者被害に遭った高齢者に対しては、平成 27 年 7 月 10 日付け「市町村や地域包括支援センターにおける高齢者の「セルフ・ネグレクト」及び消費者被害への対応について」（厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室長）により、事実確認を速やかに行い、老人福祉法に基づく①「やむを得ない事由による措置」（P21 参照）②「成年後見制度の市長申立」など、適切な対応を行います。</p>

(5) 高齢者虐待対応における留意事項

ア 虐待に対する「自覚」は問わない

虐待に対する自覚の有無にかかわらず、客観的に高齢者の権利が侵害されていると確認できる場合には、虐待の疑いがあると考えて対応します。

イ 高齢者の安全確保を優先する

虐待の通報等の中には、高齢者の生命にかかわるような緊急的な事態もあると考えられ、そのような状況下での対応は一刻を争うことが予想されます。入院や措置入所等の緊急保護措置が必要な場合には、養護者との信頼関係を築くことができないときでも高齢者の安全確保を最優先します。

ウ 常に迅速な対応を意識する

虐待は、発生から時間が経過するにしたがって深刻化することが予想されるため、通報や届出があった場合は迅速な対応を行います。

エ 必ず組織的に対応する

虐待相談等があった場合は、早急に高齢者虐待担当の管理職やそれに準ずる者などに相談し、内容等から緊急性を判断するとともに、対応について組織的に判断します。

特に、高齢者の安全や事実確認のための調査では、客観性の確保等の観点からも、必ず複数の職員で対応します。

オ 関係機関と連携して援助する

複合的な問題を抱える事例に対しては、市が主体となり、庁内関係各課及び専門機関との連携を図ります。

カ 適切に権限を行使する

高齢者の安全を最優先に考え、必要がある場合には、適切に行政権限を行使します。

キ 記録を残す

対応に関する会議や当事者とのやり取りは全て記録に残し、組織的に対応状況を共有します。また、その記録は、のちの事後検証等に活用します。

養護者による高齢者虐待類型（例）

区分	具体例
<p>身体的虐待</p>	<p>①痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える暴力的行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。やけど、打撲をさせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。
	<p>②本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人に向けて物を壊す、投げつける。 ・本人に向けて刃物を近づける、振り回す。
	<p>③本人の利益にならない強制行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにもかかわらずず暴に扱う行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医学的判断に基づかない痛みを伴うようなリハビリを強要する。 ・移動させるときに無理に引きずる ・無理やり食事を口に入れる。
	<p>④外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体を拘束し、自分で動くことを制限する。（ベッドに縛り付ける、柵を付ける。つなぎ服を着せる。薬を過剰服用させ動きを抑制するなど） ・外（中）から鍵をかけて閉じ込める（長時間家の中に入れない）。
<p>介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）</p>	<p>①意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている者が、その提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴しておらず異臭がする、髪や爪が伸び放題、皮膚や衣服、寝具が汚れている。 ・水分や食事を十分に与えず、長時間にわたって空腹状態にさせる、脱水症状や栄養失調の状態にある。 ・室内にごみを放置する、冷暖房を使わせないなど、劣悪な住環境の中で生活させる。
	<p>②専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、必要とする医療・介護保険サービスなどを周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徘徊や病気の状態を放置する。 ・虐待対応従事者が、医療機関への受診や専門的ケアが必要と説明しているが無視する。 ・治療が必要だが、強引に病院や施設等から連れ帰る。
	<p>③同居人等による高齢者虐待と同様の行為を放置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・孫による暴力や暴言行為を放置する（孫も養護者である場合、孫の行為は身体的・心理的虐待に当たる。）。
<p>心理的虐待</p>	<p>脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老化現象やそれに伴う言動などを嘲笑したり、それを人前で話すなどにより、恥をかかせる（排泄の失敗、食べこぼしなど）。 ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う。 ・侮蔑を込めて、子どものように扱う。 ・排泄交換や片づけをしやすいという目的で、トイレを使用可能であるにもかかわらず本人の尊厳を無視しておむつをあてたり、食事の全介助をする。 ・台所や洗濯機を使わせない等生活に必要な道具使用を制限する。 ・家族や親族、友人等との団らんから排除する。
<p>性的虐待</p>	<p>本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排泄の失敗に対し懲罰的に下半身を裸にし放置する。 ・排泄や着替えの介助がしやすいように、半身を裸にしたり、下着のまままで放置する。 ・人前で排泄行為をさせる、おむつ交換をする。 ・性器を写真に撮る、スケッチをする。 ・キス、性器への接触、セックスを強要する。 ・わいせつな映像や写真を見せる。 ・自慰行為を見せる。
<p>経済的虐待</p>	<p>本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。 ・本人の自宅等を本人に無断で売却する。 ・年金や預貯金を無断で使用する。 ・入院や受診、介護保険サービスなどに必要な費用を支払わない。

※身体的虐待における暴力的行為とは、刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくても高齢者に向かって危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為のことです。

（「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（平成30年3月。厚生労働省老健局）」より抜粋・一部改変。次表も同じ）

養介護事業者等による高齢者虐待類型（例）

区分		具体例
身体的虐待	①暴力的行為	<ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。ぶつかって転ばせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。本人に向けて物を投げつけたりする。 ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。
	②本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為	<ul style="list-style-type: none"> ・医学的診断や介護サービス計画等に位置づけられていない身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。 ・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。 ・車椅子やベッド等からの移動時に必要以上に身体を高く持ち上げる。 ・職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。
	③緊急やむを得ない場合以外の身体拘束・抑制	
介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）	①必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。 ・褥そう（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。 ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。 ・健康状態の悪化を来すほどに水分や栄養補給を怠る。 ・健康状態の悪化を来すような環境（暑すぎる等）に長時間置かせる。 ・室内のごみを放置する、鼠や虫がいる等劣悪な環境に置かせる。
	②高齢者の状態に応じた治療・介護を怠る、医学的診断を無視した行為	<ul style="list-style-type: none"> ・医療が必要な状況だが受診させない、又は救急対応を行わない。 ・処方通りの服薬をさせない・治療食を食べさせない。副作用が生じているが放置する。
	③必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為	<ul style="list-style-type: none"> ・ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。 ・必要な眼鏡、義歯、補聴器等があっても使用させない。
	④権利を無視した行為又はその行為の放置	<ul style="list-style-type: none"> ・他の利用者に暴力を振るう高齢者に対し、何ら予防的手立てをしていない。
	⑤その他職務上の義務を著しく怠ること	
心理的虐待	①威嚇的な発言、態度	<ul style="list-style-type: none"> ・怒鳴る、罵る。「（施設・居宅）にいられなくしてやる」「追い出す」等と言い脅す。
	②侮辱的な発言、態度	<ul style="list-style-type: none"> ・排泄の失敗や食べこぼし等老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。 ・日常的にからかったり、「死ぬ」など侮蔑的なことを言う。 ・排泄介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。 ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。
	③高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度	<ul style="list-style-type: none"> ・「意味なくコールを押さないで」「何でこんなことができないの」等と言う。 ・他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。 ・ナースコール等を無視する。 ・高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。 ・したくてもできないことを当てつけにやってみせる（他の利用者によらせる）。
	④高齢者の意欲や自立心を低下させる行為	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の都合を優先して本人の意思や状態を無視し、トイレを使用可能であるにもかかわらずおむつを使う、自分で食事可能なのに食事の全介助をする。
	⑤心理的に高齢者を不当に孤立させる行為	<ul style="list-style-type: none"> ・家族に伝えて欲しいという訴えを理由なく無視して伝えない。 ・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。 ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。
	⑥その他	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子での移動介助時に速いスピードで走らせ恐怖感を与える。 ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。 ・顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。 ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。 ・浴室脱衣所で、異性の利用者と一緒に着替えさせたりする。
性的虐待	本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要	<ul style="list-style-type: none"> ・性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。 ・性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。 ・わいせつな映像や写真をみせる。 ・裸にする、又はわいせつな行為をさせ映像や写真に撮る。撮ったものを人に見せる。 ・排泄や着替えの介助がしやすいように、半身を裸にしたり、下着のまま放置する。 ・人前で排泄させたり、おむつ交換をする。その場面を見せないための配慮をしない。
経済的虐待	本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。 ・金銭・財産等の着服・窃盗等（金を無断で使う、処分・流用する、おつりを渡さない）。 ・立場を利用して、「お金を貸して欲しい」と頼み、借りる。 ・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。

3 高齢者虐待防止対応のための体制整備

高齢者虐待防止対応のための体制整備の項目として国より示されている次表の 18 項目について、本市の実情に合う必要なものに順次取り組んでいくこととします。

項 目		国の例示
体制・施策強化	① 対応窓口の住民への周知	市や地域包括支援センター等が発行する広報誌やパンフレット、ポスター、ガイドブックなどに掲載し、全戸配布、ホームページ、各種研修会、住民向けの教室・出前講座、民生委員児童員協議会など、地域の実情に応じ様々な方法で周知
	② 地域包括支援センター等の関係者への研修	地域ケア会議、高齢者虐待防止研修、関係機関ネットワーク会議、介護支援専門員（ケアマネジャー）研修、民生委員児童委員協議会、認知症サポーター養成講座、権利擁護研修等
	③ 住民への啓発活動	市や地域包括支援センターが発行する広報誌やパンフレット、各種研修会、住民向けの教室・出前講座、ホームページなど、地域の実情に応じ様々な方法で周知
	④ 対応マニュアル等の作成	独自のマニュアルや業務指針、対応フロー図等を作成。作成後、居宅サービス事業所及び施設等へ周知
	⑤ 虐待者（養護者）に対する相談、指導、助言	地域包括支援センターや介護支援専門員（ケアマネジャー）、その他関係機関と連携・協力を得て実施。虐待発生した場合、虐待対応ケース会議を開催し、虐待者・被虐待者、家族等を交えて検討（交えて行う場合は必ず分離後）
	⑥ 居宅で必要な福祉・保健医療サービスを利用していない高齢者の早期発見の取組や相談等	セルフ・ネグレクト、サービス拒否者への訪問とサービス導入支援、警察署と見守り連携協定を締結し、関係機関が困難ケースの情報を共有し、連携して支援に繋げる仕組みを構築
	⑦ 終了した虐待事案の事後検証	ケア会議、認知症初期集中支援チーム会議等で対応や終結後の検証、総合相談の中でその後の状況検証・必要に応じたフォロー、介護支援専門員（ケアマネジャー）と評価会議を実施、市と地域包括支援センターで毎月権利擁護業務会議を開催し、必要に応じて事例検討を実施
行政機関連携	⑧ 成年後見制度の市長申立が円滑にできるように役所内の体制強化	相談機能強化、関係組織との連携、法律専門職を含む調整会議の開催、成年後見制度利用促進事業の活用、成年後見に関する市の例規の見直し、マニュアル作成、コーディネーター配置、市民後見人の育成など
	⑨ 権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立上げ・体制整備	成年後見センターを開設し、必要時に連携して対応
	⑩ 警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議	虐待対応ネットワークに構成員として参加、担当者会議を定例開催、ケース毎に個別協議、事後対応の経過を情報共有するための打合せの定期的な開催など
	⑪ 老人福祉法上の措置のために必要な居室確保のための関係機関との調整	施設と協定締結、委託契約、協力要請。担当者会議を開催
	⑫ 生活困窮者支援担当課、DV 担当課等の役所内の体制強化	障害者虐待、生活保護担当課（社会福祉課）及び DV、児童虐待担当課（子ども福祉課）と連携し、虐待対応について情報共有を行う体制を構築
	⑬ 保健所、精神保健福祉・発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化	関係部署等と調整・連携するための会議を開催
ネットワーク構築	⑭ 早期発見・見守りネットワーク構築	-
	⑮ 保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク構築	-
	⑯ 関係専門機関介入支援ネットワーク構築	-
法の周知	⑰ 居宅介護サービス事業者への法の周知	事業者を対象とした集団指導、権利擁護研修において周知
	⑱ 介護保険施設への法の周知	施設を対象とした集団指導、権利擁護研修において周知

（令和 2 年度「高齢者虐待防止法」に基づく対応状況等に関する調査結果（添付資料）P23 より抜粋・一部改変）

4 市・地域包括支援センターの役割

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援について、市町村が第一義的に責任を持つ役割を担うことが規定されています。また、地域包括支援センターに関しては、介護保険法の地域支援事業の中で「権利擁護のための必要な援護を行う事業」を実施すると定められており、高齢者虐待防止法第 16 条、第 17 条においても、市町村と連携協力体制を構築し、市町村の事務の一部を委託される機関であることが明記されています。

高齢者虐待防止法に規定する市町村の役割

養護者による 高齢者虐待	<ul style="list-style-type: none"> ①高齢者や養護者に対する相談、指導、助言（第6条） ②通報を受けた場合、速やかな高齢者の安全確認、通報等に係る事実確認、高齢者虐待対応協力者と対応について協議（第9条第1項） ③老人福祉法に規定する措置及びそのための居室の確保、成年後見制度利用開始に関する審判の請求（第9条第2項、第10条） ④立入調査の実施（第11条） ⑤立入調査の際の警察署長に対する援助要請（第12条） ⑥老人福祉法に規定する措置が採られた高齢者に対する養護者の面会制限（第13条） ⑦養護者に対する負担軽減のための相談、指導及び助言その他必要な措置（第14条） ⑧専門的に従事する職員の確保（第15条） ⑨関係機関、民間団体等との連携協力体制の整備（第16条） ⑩対応窓口、高齢者虐待対応協力者の名称の周知（第18条）
養介護施設従事者等 による高齢者虐待	<ul style="list-style-type: none"> ①対応窓口の周知（第21条第5項、第18条） ②通報を受けた場合の事実確認等 ③養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る事項の都道府県への報告（第22条） ④高齢者虐待の防止及び被害高齢者の保護を図るための老人福祉法又は介護保険法に規定する権限の適切な行使（第24条）
財産上の不当取引に よる被害防止（第27条）	<ul style="list-style-type: none"> ①養護者、親族又は養介護施設従事者等以外の第三者による財産上の不当取引の被害に関する相談の受付、関係部局・機関の紹介 ②財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者に係る審判の請求

市と地域包括支援センターの役割分担①

高齢者虐待防止法の内容		市	地域包括 支援センター
第6条	相談、指導及び助言	△	○
第7条第1項、 同条第2項	通報の受理	○	×
第9条第1項	届出の受理	○	×
	高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実確認のための措置	△	○
第9条第2項	老人福祉法第10条の4第1項、第11条第1項による措置、第32条の成年後見の審判請求	○	×
第10条	居室の確保	○	×
第11条	立入調査	○	△
第12条	第11条に係る立入調査時の警察への援助要請	○	×
第13条	面会の制限	○	×
第14条第1項	養護者の負担軽減のための措置	○	○
第27条	財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談又は関係機関の紹介	○	○

（○中心的な役割を担う △関与することを原則とする又は必要に応じて支援等を行う ×当該業務を行わない）

市と地域包括支援センターの役割分担②

内 容		市	地域包括支援センター
啓発活動	虐待に関する理解、防止に向けた啓発	△	○
	通報、相談窓口等の周知	○	△
事実確認	庁内関係各課からの情報収集	○	△
	関係機関からの情報収集	△	○
	訪問調査	△	○
対応方針の決定等	コアメンバー会議の開催	○	×
	評価会議の開催	○	×
	その他のケース会議の開催	△	○
	対応方針の作成	△	○
	虐待対応計画の作成	△	○
その他	記録の作成	△	○

(○中心的な役割を担う △関与することを原則とする又は必要に応じて支援等を行う ×当該業務を行わない)

市内の地域包括支援センター

岩沼西地域包括支援センター	岩沼市社会福祉協議会地域包括支援センター
委 託 法 人 社会福祉法人 敬長福祉会	委 託 法 人 社会福祉法人 岩沼市社会福祉協議会
所 在 地 岩沼市たけくま三丁目6番8号	所 在 地 岩沼市中央一丁目4番27号
電 話 番 号 36-7266	電 話 番 号 25-6834
担 当 学 区 岩沼西小学校学区	担 当 学 区 岩沼小学校学区
●北長谷南・北●松ヶ丘第一・第二●三色吉北・中・南 ●千貫団地●平等団地●長岡上・下●小川上・下 ●志賀上・中・下●栄町北・中央・南・東 ●土ヶ崎第一北・南・第二・第三北・南 ●たけくま第一西・東・第二西・東・第三 ●朝日西・東第一・第二	●稲荷町●二木第一・第二●大手町 ●中央一丁目第一・第二・第三●中央二丁目 ●中央三丁目第一・第二●中央四丁目第一・第二・第三 ●館下第一・第二●桜第一南・西・東・第二・第三・第四・第五 ●末広●相の原●相の原第二・第三●相の原団地●梶橋 ●下野郷上
南東北地域包括支援センター	マリノホーム地域包括支援センター
委 託 法 人 社会医療法人 将道会	委 託 法 人 社会福祉法人 ライフケア赤井江
所 在 地 岩沼市里の杜一丁目2番6号	所 在 地 岩沼市恵み野一丁目7番地の1
電 話 番 号 23-7543	電 話 番 号 25-6656
担 当 学 区 岩沼南小学校学区	担 当 学 区 玉浦小学校学区
●原●玉崎上・下●根方南・北●吹上第一西・東・第二・第三 ●桑原第一・第二・第三●桑原西●阿武隈●阿武隈団地 ●藤浪西・東●本町第一・第二●押分●押分団地 ●里の杜北・南	●寺島●早股上・中・下二●林一・二 ●玉浦西一丁目・二丁目・三丁目西・東・四丁目 ●恵み野西・東●矢野目上・中・下二●下野郷下 ●蒲崎北・南●新浜

第2章 高齢者虐待の未然防止・早期発見

1 高齢者虐待の未然防止

(1) 養護者を支える仕組みづくり

国の調査において、虐待を受けている高齢者には認知症の人が多く、要介護度・認知症の自立度又は寝たきり度が高くなると「介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）」が多い、寝たきり度が高いと深刻度が重くなる傾向が見られるといった結果が出ています。

認知症高齢者は、話の内容を理解できない場合がありますが、養護者・家族がこのことを理解したり受け入れたりすることができないと、虐待が起きやすくなります。

そのため、介護の悩みを抱えている養護者には、地域包括支援センターの「認知症地域支援推進員（認知症に関する専門知識を持つ職員）」への相談、認知症の方やその家族のつどいの場である「かたり i オレンジカフェ」への参加、介護保険サービス・各種地域資源・レスパイトケアなどの利用を勧めるなどの支援が必要です（適切な対応のため、必要に応じて次のページの「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」「障害老人の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準」の内容を参考にします。）。

なお、当市では、養護者へのレスパイトケアとして「家族介護者等支援レスパイト事業」を、認知症への理解を深めるための普及啓発と認知症の人の介護者への支援等として以下に取り組んでいます。

●認知症セミナーの開催	●認知症ケアパス（あんしんガイドブック）の配布
●認知症サポーター養成講座	●認知症カフェ
●認知症初期集中支援チームによる早期診断・対応	●かたり i オレンジカフェ
●認知症高齢者等位置探索システム機器貸与	●家族介護教室
●認知症高齢者等見守りネットワーク事業	●つながレターの発行・つながメールの配信

虐待の発生要因（複数回答）

内 容		割合(%)	内 容		割合(%)	
虐待者の要因	性格や人格（に基づく言動）	57.9	被虐待者の状況	認知症の症状	52.9	
	介護疲れ・介護ストレス	50.0		身体的自立度の低さ	39.9	
	被虐待者との虐待発生までの人間関係	46.5		性格や人格（に基づく言動）	30.9	
	精神状態が安定していない	46.1		精神障害（疑いを含む）、高次脳機能障害、知的障害、認知機能の低下	30.6	
	理解力の不足や低下	43.1		排せ介助の困難さ	26.6	
	知識や情報の不足	42.6		外部サービス利用に抵抗感がある	14.0	
	虐待者の介護力の低下や不足	40.7		その他	4.5	
	障害・疾病	34.3		家庭の要因	経済的困窮（経済的問題）	31.2
	孤立・補助介護者の不在等	31.0			（虐待者以外の）他家族との関係の悪さほか家族関係の問題	30.0
	虐待者の外部サービス利用への抵抗感	20.1			（虐待者以外の）配偶者や家族・親族の無関心、無理解、非協力	20.8
	飲酒	12.3	家庭内の経済的利害関係（財産、相続）		15.7	
	ひきこもり	9.7	その他	その他	3.4	
	「介護は家族がすべき」といった周囲の声、世間体に対するストレスやプレッシャー	9.3		サービスの不足の問題	22.0	
	ギャンブル	2.6		サービスのミスマッチ等マッチングの問題	4.8	
その他	6.9	その他	1.4			

（令和2年度「高齢者虐待防止法」に基づく対応状況等に関する調査結果より抜粋・一部改変）

【参 考】

「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」の活用について

(平成5年10月26日老発第0403003号厚生省老人保健福祉局長通知、平成18年4月3日一部改正) 抜粋・一部改変

- この判定基準は、地域や施設等の現場において、認知症高齢者に対する適切な対応がとれるよう、医師により認知症と診断された高齢者の日常生活自立度を保健師、看護師、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員等が客観的かつ短時間で判定することを目的として作成されたものである。なお、認知症は進行性の疾患であることから、必要に応じ繰り返し判定を行うこととし、その際、主治医等と連絡を密にすること。
- 判定に際しては、意思疎通の程度、見られる症状・行動に着目して、日常生活の自立の程度を5区分にランク分けすることで評価するものとする。評価に当たっては、家族等介護にあたっている者からの情報も参考にすること。なお、このランクは介護の必要度を示すものであり、認知症の程度の医学的判定とは必ずしも一致するものではない。
- 認知症高齢者の処遇の決定に当たっては、本基準に基づき日常生活自立度を判定するとともに、併せて「障害老人の日常生活自立度(寝たきり度)」についても判定したのち行うこととする。なお、処遇の決定は、判定されたランクによって自動的に決まるものではなく、家族の介護力等の在宅基盤によって変動するものであることに留意する。
- 認知症高齢者に見られる症状や行動は個人により多様であり、例示した症状等が全ての認知症高齢者に見られるわけではない。また、興奮、徘徊、ものたられ妄想等は、例示したランク以外のランクの認知症高齢者にもしばしば見られるものであることに留意する。

ランク	判定基準	見られる症状・行動の例	判断に当たっての留意事項
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している		在宅生活が基本であり、一人暮らしも可能。相談、指導等を実施することにより、症状の改善や進行の防止を図る。
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる		在宅生活が基本であるが、一人暮らしは困難な場合もあるため、日中の居宅サービスを利用することにより、在宅生活の支援と症状の改善及び進行の防止を図る。
IIa	家庭外で上記IIの状態が見られる	度々道に迷う、買い物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等	
IIb	家庭内でも上記IIの状態が見られる	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応など一人で留守番ができない等	
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、 介護を必要とする		日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがランクIIより重度となり、 介護が必要となる状態 。「時々」がどのくらいの頻度を指すのかについては、症状・行動の種類等により異なるので一概には決められないが、 一時も目を離せない状態ではない 。
IIIa	日中を中心として上記IIIの状態が見られる	着替え、食事、排便・排尿が上手にできない・時間がかかると、やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声を上げる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等	在宅生活が基本だが、一人暮らしは困難であるため、夜間利用も含めた居宅サービスを利用し、これらのサービスの組合せにより在宅での対応を図る。
IIIb	夜間を中心として上記IIIの状態が見られる		
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、 常に介護を必要とする	ランクIIIに同じ	常に目を離すことができない状態。症状・行動はランクIIIと同じだが、頻度の違いにより区分される。家族介護力等の在宅基盤の強弱により居宅サービスを利用しながら在宅生活を続けるか、特別養護老人ホーム・老人保健福祉施設等の施設サービスを利用するかを選択する。後者を選択する場合は、施設の特徴を踏まえた選択を行う。
M	著しい精神症状や周辺症状又は重篤な身体疾患が見られ、 専門医療を必要とする	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等	ランクI～IVの高齢者が、精神病院や認知症専門棟を有する老人保健福祉施設等での治療が必要となったり、重篤な身体疾患が見られ老人病院等での治療が必要となった状態である。専門医療機関の受診を勧める必要がある。

「障害老人の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準」の活用について

(平成3年11月18日老健第102-2号厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知) 抜粋・一部改変

生活自立	ランクJ	何らかの障害等を有するが、 日常生活はほぼ自立 しており独力で外出する 1 交通機関等を利用して外出する 2 隣近所へなら外出する
準寝たきり	ランクA	屋内での生活はおおむね自立しているが、 介助なしには外出しない 1 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する 2 外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている
寝たきり	ランクB	屋内での生活は何らかの 介助を要し 、日中もベッド上での生活が主体であるが 座位を保つ 1 車椅子に移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う 2 介助により車椅子に移乗する
	ランクC	一日中ベッド上で過ごし 、排泄、食事、着替において 介助を要する 1 自力で寝返りをうつ 2 自力で寝返りもつたない

※判定に当たっては補装具や自助具等の器具を使用した状態であっても差し支えない。

(2) 地域社会への普及啓発

高齢者虐待の発生を予防するためには、市民が高齢者虐待に関する正しい知識と理解を持ち、虐待を発生させない地域づくりを目指すことが重要です。

そのため、リーフレットの作成・配布、市ホームページ・広報誌への掲載、地域住民や民生委員等に向けたシンポジウムの開催等により、定期的に普及啓発を行っています。

2 高齢者虐待の早期発見

高齢者虐待への対応は、問題が深刻化する前に発見し、高齢者や養護者・家族に対する支援を開始することが重要です。しかし、虐待をしている養護者本人に虐待をしているという認識がない場合が多く、また、虐待を受けている高齢者も虐待者をかばう、知られたくないなどの思いがあるため、虐待の事実を訴えにくく発見しにくい状況にあります。

そのため、民生委員や町内会、介護サービス事業者等高齢者を取り巻く様々な関係者に、高齢者虐待の理解を深めてもらうための普及啓発を行うとともに、通報（努力）義務、通報者の情報は漏れないこと、相談窓口（休日・夜間対応窓口を含みます。）、高齢者虐待対応協力者の名称（地域包括支援センター等）等の周知を図り、問題の早期発見につなげていきます。

また、介護保険サービスを利用している場合は虐待の深刻度が低い傾向があることから、適切に介護保険サービスを利用できていない高齢者を発見した場合は、その利用を促すとともに、介護保険事業者等とも連携していきます。

なお、相談・通報者としては、全国では、警察、介護支援専門員（ケアマネージャー）、家族・親族が多く（令和2年度）、当市では、介護支援専門員（ケアマネージャー）と介護保険事業所職員が多くなっています（平成25年度から令和3年度までの平均）。

高齢者虐待の早期発見に役立つ12のサイン

- | |
|---|
| ①身体に不自然な傷やアザがあり、高齢者自身や介護者の説明もしどろもどろ |
| ②脱水症（家族が意図的に高齢者の水分補給を制限していることなどが想定される場合） |
| ③部屋の中に衣類、おむつ、食べかけの食事、食べ残しが散乱 |
| ④外で食事をすると一気に食べる（高齢者自身が食事の準備、食べることができない場合） |
| ⑤必要な薬を飲んでいない、服薬の介助をしていない |
| ⑥強い無力感、抑うつ、あきらめ、投げやりな態度が見られる |
| ⑦落ち着きがなく、動き回ったり異常によくおしゃべりする |
| ⑧「年金をとりあげられた」と高齢者が訴える |
| ⑨高齢者を介護している様子が乱暴に見える |
| ⑩家族が福祉・保健・介護関係の担当者を避ける |
| ⑪家の中から、家族の怒鳴り声や高齢者の悲鳴が聞こえる |
| ⑫天気が悪くても長時間外にたたずんでいる、昼間見かけなくなった、窓が閉まったままなど（この状態が継続する場合） |

（「早期発見に役立つ12のサイン」（財団法人厚生労働問題研究会）を一部改変）

（参考）市が締結した「高齢者虐待の早期発見につながる協定」一覧

協定名	日にち	締結先
高齢者見守りへの取組みに関する協力協定	平成25年1月8日	みやぎ生協共同組合
	平成27年3月5日	南松岡新聞舗
	平成28年3月22日	稲荷夕々-旬、旬さくや夕々-、櫛田バーバ
岩沼市高齢者等の見守りに関する協定	平成29年5月25日	岩沼市農業協同組合、七十七銀行岩沼支店・岩沼西支店、仙台銀行岩沼支店、仙南信用金庫岩沼支店、相双五城信用組合岩沼支店、東北労働金庫、名取岩沼農業協同組合
岩沼市と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定	令和2年9月29日	日本郵便株式会社東北支社

第3章 養護者による高齢者虐待への迅速かつ適切な対応

1 対応手順（フロー）

養護者による高齢者虐待の対応手順（フロー）については、次のページのとおりです。

ケース対応をしていく際には、全体の流れの中で、今現在、どの段階（初動期・対応・市終結）・どの場面にあるのかを確認しながら、対応をしていきます。

2 初動期段階（目的：高齢者の生命・身体の安全確保）

(1) 相談・通報、届出の受付

本市の相談等の窓口は地域包括支援センター、市（介護福祉課）です。相談（通報）を受けた担当者は、①高齢者虐待相談・通報・届出受理台帳（市の場合は「相談・通報・届出受付票（総合相談）」）（以下「受理台帳」と言います。）、リスクを把握するための②高齢者虐待リスクアセスメントシートを活用し、必要な項目を正確に聞き取ります。

相談対応は、相手が尋問されているような印象を与えないよう、相手が話しやすいように考慮しながら、質問は最小限にして確認していきます。

その後、情報を一元化し、責任を明確にするために、市が「受理」を行います。直接、市が受け付けた相談・通報であれば、そのまま「受理」をし、最初の相談が地域包括支援センターに入った場合であれば、同センターが市に通報の上、受理台帳を提出し、「受理」につなげます（提出のあった受理台帳については、收受印を押印後、その写しを返却します。）。

※ 相談・通報における個人情報等の取扱いについて

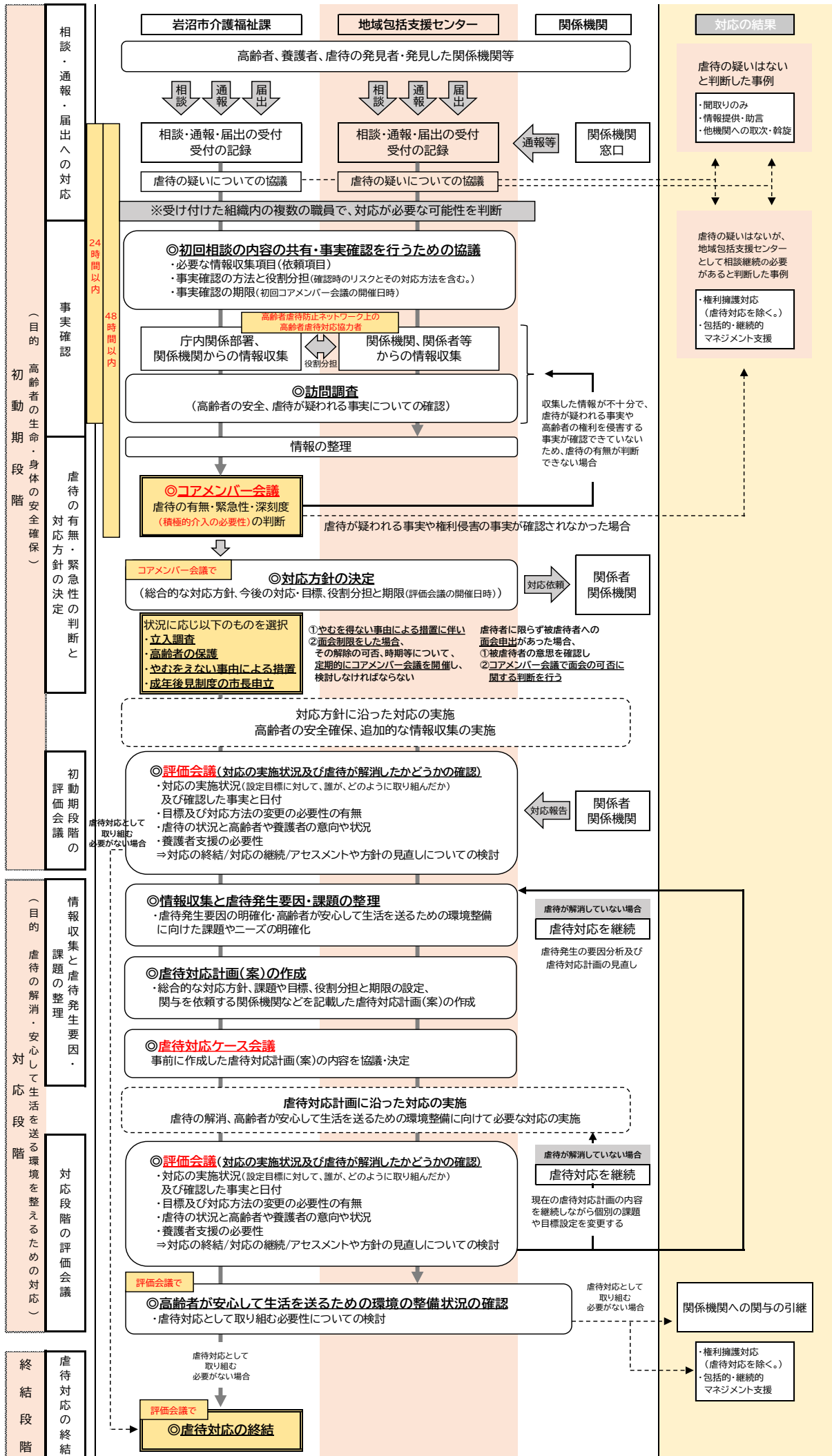
虐待発見の相談・通報は、秘密漏示やその他の守秘義務法規では妨げられず、虚偽や過失による通報も除外されていません。これは、虐待の事実誤認により相談・通報をしたとしても、上述の秘密漏示や守秘義務違反に問われることはないということになります。また、高齢者虐待の相談・通報等は高齢者虐待に関する情報提供であり、個人情報保護法の例外規定に当たるため、同法による制限も適用されません。

(2) 協議

相談（通報）を受けた担当者は、「受理台帳」「高齢者虐待リスクアセスメントシート」の内容を必ず複数の職員と共有の上、虐待の疑いについての協議を行います（必要に応じて管理職の判断を仰ぎます。）。

虐待の疑いがある場合は、地域包括支援センターと市で「初回相談の内容の共有・事実確認を行うための協議」を行い、必要な情報収集項目、事実確認の方法と役割分担（確認時のリスクとその対応方法を含みます。）、事実確認の期限（初回コアメンバー会議の開催日時）等を決めます。

養護者による高齢者虐待の対応手順



(3) 事実確認（情報収集・訪問調査）

協議内容に沿い、相談等があったから **24 時間以内**に地域包括支援センターが訪問調査を、市と地域包括支援センターが情報収集を行います。相談等の内容によっては、直ちに安全確認や緊急措置入所が必要な場合もありますので、速やかに確認します。

ア 情報収集

情報収集については、庁内関係各課をはじめ、民生委員や医療機関、介護保険サービスを利用している場合には介護支援専門員（ケアマネジャー）やサービス事業者などから、できるだけ多面的な情報を収集します。

情報収集する主な内容

●家族構成、続柄、年齢、職業等	●虐待者（疑い含む）の性格と身体・心理状況
●対象高齢者への介護の状況	●家計、住居、家庭環境（衛生面等）等の状況
●虐待の内容とレベル	●生活歴・転居歴・行動パターン
●虐待の事実と経過（日時やその時の様子など）	●その他家族の人間関係やエピソード
●対象高齢者の性格と身体・心理状況	●家族内外でキーパーソンとなりうる人

庁内関係各課及び関係機関から収集する情報の種類等の例

●世帯構成
●介護保険の情報（介護認定の有無、担当介護支援専門員、介護保険サービスの利用状況等）
●福祉サービス等の情報（生活保護の有無、障害者手帳の有無、福祉サービス利用状況等）
●経済状況の情報（収入状況、年金の種類等）
●医療機関からの情報（病歴、治療歴、処方状況、主治医からの意見等）
●警察からの情報（過去の相談、保護の情報等）
●民生委員からの情報（訪問活動の情報、近隣からの情報等）

※他機関から情報収集する際の留意事項

- ・ 秘密の保持、詳細な情報の入手等の理由により、**訪問面接を原則**とします（緊急時を除きます。）。
 - ・ 他機関に訪問して情報を収集する際には、調査項目の漏れを防ぎ、客観性を高め共通認識を持つために、**複数職員による同行を原則**とします。
 - ・ 高齢者虐待に関する個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 27 条の第三者提供の制限の例外規定に該当すると解釈できる旨を説明します。ただし、相手側機関にも守秘義務規定がありますので、それを保障することが必要です。
- ⇒上記例外規定に該当することから、円滑かつ迅速に情報収集できる体制を整備することを目的として、**庁内関係各課に対しては、これまで上記情報収集時に実施していた文書による個人情報提供依頼を省略し、口頭による依頼のみとします。**

（参考）個人情報の保護に関する法律第 27 条（第三者提供の制限）

個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。（第 3 号、第 5 号から第 7 号まで略）

- (1) 法令に基づく場合→**事実確認等は、高齢者虐待防止法第 9 条第 1 項の規定に基づくため該当**
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
→**事実確認の目的は、高齢者の生命・身体・財産に対する危険から救済することにあるため該当**
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
→**市町村又はその委託を受けた地域包括支援センターが高齢者虐待防止法の定める事務を遂行することに対して協力する必要があるため該当**

イ 訪問調査

虐待の事実を確認するためには、訪問して高齢者の安全確認や心身の状況、養護者や家族等の状況を把握することが重要です。そのため、訪問時には、(1)相談・通報、届出の受付の際に使用した「**高齢者虐待リスクアセスメントシート**」を持参し、改めて必要な項目を正確に聞き取りの上、追記・修正を行います。

なお、訪問による面接調査は、養護者・家族等や高齢者本人にとって抵抗感が大きく、調査を拒否するケースもあると考えられることから、以下の点に留意しながら調査を行います。

訪問調査における留意点

●**複数の職員による訪問**

複数の職員で調査することにより、情報を客観的、正確に得ることができます。口頭で得られる情報だけでなく、観察によって得られる情報も重要な判断材料となるため記録するようにします。

●**医療職の立会い**

高齢者は安否確認が優先されるため、医療職が面接を行うことが有効です。

●**信頼関係の構築を念頭に入れる**

虐待は、一時的に改善が見られても、外部との関わりが少ない家庭環境においては再発する危険性があるため、第三者が常に関わりを持ち続ける必要があります。継続的な介入・支援ができるよう、高齢者やその家族との信頼関係を築いていくことが大切です。

●**高齢者、養護者等への十分な説明**

訪問調査に当たり、担当職員の服務及び守秘義務、調査する内容と必要性、高齢者の権利について説明をし、理解を得ることが必要です。養護者等に対しては、調査やその後の援助は養護者等を支援するものでもあることを十分に説明し、理解を得ることが重要です。

●**プライバシーへの配慮**

虐待はとてもデリケートな問題であり、虐待をした、受けたという事実は、他人には知られたくないものです。虐待が発生した家族を継続的に支援していくには、第三者の協力が必要になる場合がありますが、高齢者や養護者の権利やプライバシーが侵されないよう十分な配慮が必要です。

●**柔軟な調査技法の適用**

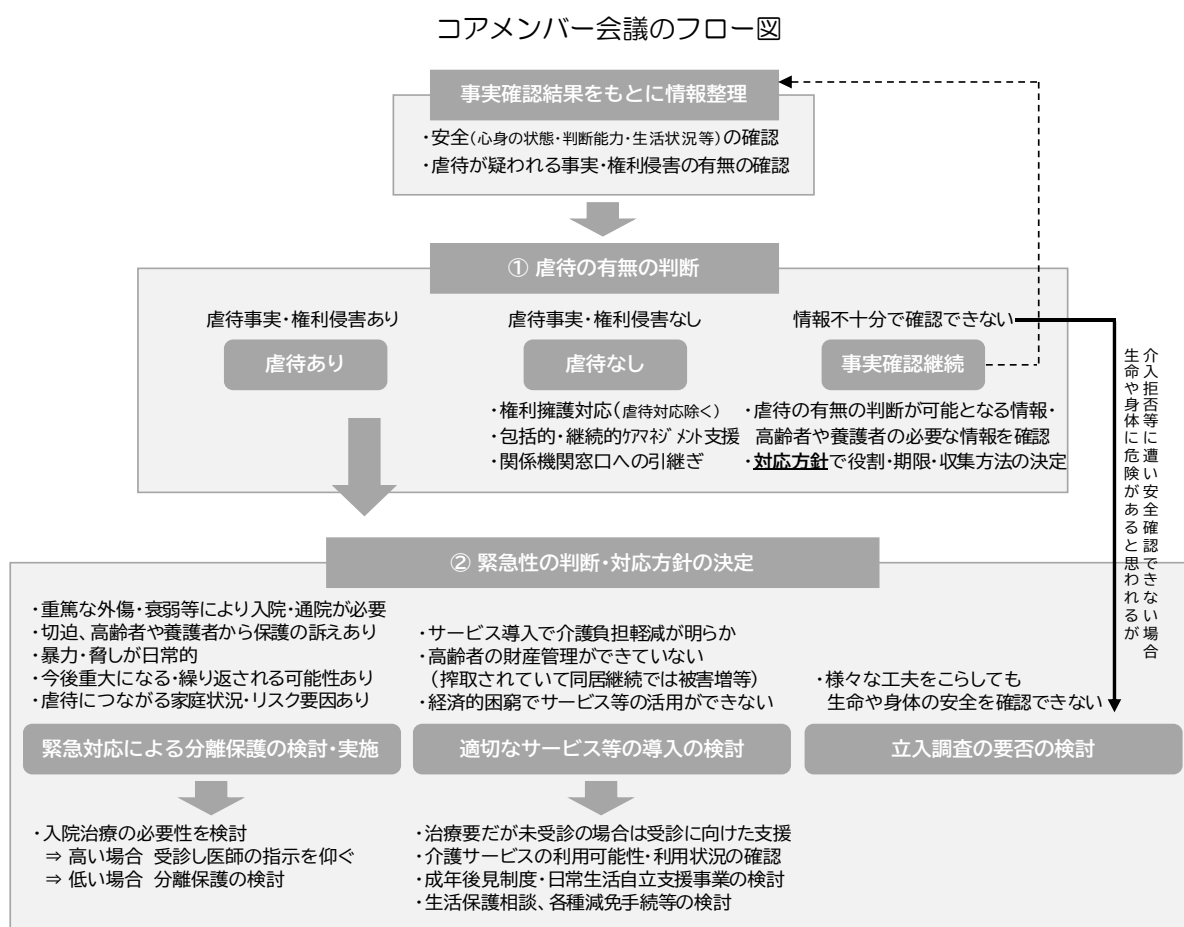
養護者自身が援助を求めていたり虐待の程度が軽度の場合には、介護等に関する相談支援として養護者の主訴に沿った受容的な態度で調査を実施することも考えられます。

一方で、虐待が重篤で再発の危険性が高く措置入所の必要性がある場合には、養護者の行っている行為が虐待にあたるとして毅然とした態度で臨むことも必要となります。調査項目や調査回数は高齢者や養護者の状況を判断しつつ、信頼関係の構築を念頭に置きながら柔軟に対応する必要があります。

(4) コアメンバー会議

市は、相談等があったから48時間以内に、①市管理者、②市担当職員、③地域包括支援センター職員等で構成されるコアメンバー会議を開催し、事実確認に基づいた情報を共有の上、次図のとおり①虐待の有無の判断（深刻度を含みます。）、②緊急性の判断、③対応方針を合議にて決定します。

会議には、必要に応じて庁内関係各課、関係機関に参加を要請しますが（例えば生活保護受給中の世帯の場合は社会福祉課保護系の職員など）、介護支援専門員（ケアマネジャー）や民生委員等には、会議への参加要請ではなく事前に必要な情報を聞き取っておきます。



※ コアメンバー会議構成員不在時の対応について（令和4年8月8日付け介護福祉課長決裁）

当会議は緊急に開催する必要があることから、その性質を考慮し、市の構成員不在時の体制を岩沼市事務決裁規程（平成3年訓令第9号）第7条の規定に準じて次表のとおりとします。

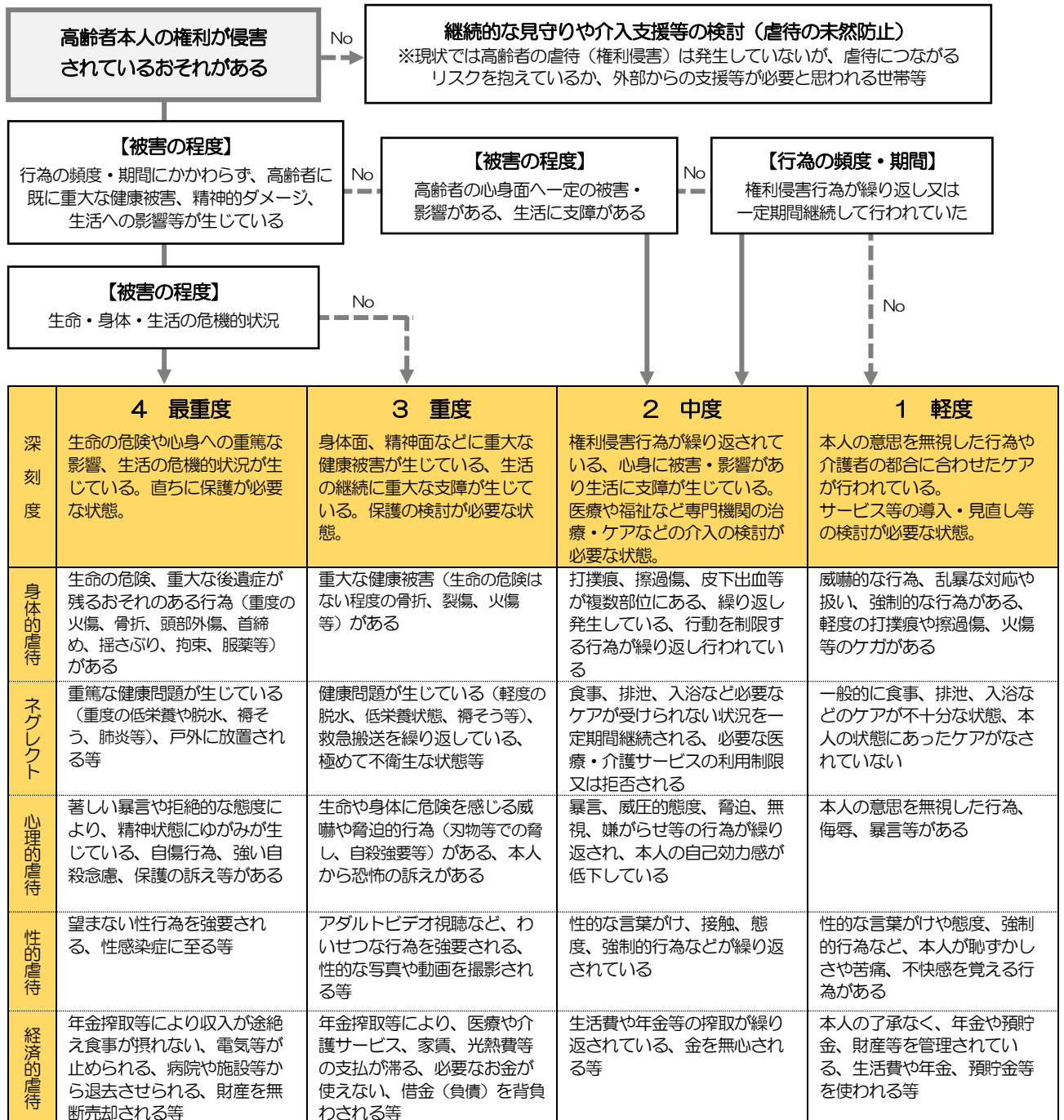
市の構成員	通常時	不在時	左記のどちらも不在の時
市管理者	介護福祉課長	介護福祉課長補佐	補佐の次席に当たる者
市担当職員	事務分担当表上の主任	事務分担当表上の副任①	事務分担当表上の副任②

ア 虐待の有無の判断（深刻度を含みます。）

P2 第 1 章-2-(1)高齢者虐待、P5 養護者による高齢者虐待類型（例）等をもとに、虐待の有無の判断を行い、次に深刻度の判断を行います。

深刻度とは「被虐待者が虐待によって被害を受けた程度」のことで、当市では以下のとおり 4 段階に区分しています。ただし、区分が「中度」であっても、虐待が恒常化し改善の見込みが立たない場合は「重度」にするなど、頻度や期間等を加味して総合的に判断します。また、虐待の「早期発見（時間と被害の程度）」の尺度としても活用します。

深刻度計測フロー・深刻度区分



（令和 2 年度老人保健健康増進等事業「高齢者虐待における事例研究等に関する調査研究事業」より抜粋・一部改変）

なお、虐待事実・権利侵害はないものの、地域包括支援センターが相談継続の必要があると判断した事例については、権利擁護対応（虐待対応を除きます）、包括的・継続的マネジメント支援、関係機関窓口への引継ぎ等を行います。

情報不十分により事実確認を継続と判断した事例については、**対応方針で役割・期限・情報の収集方法を決定**し、P15 第3章-2-(3)事実確認に戻ります。ただし、生命や身体に危険が生じているおそれがあるものの、**介入拒否等に遭い安全確認できなかった場合は、次の緊急性の判断・対応方針の決定で立入調査の要否の検討**を行います。

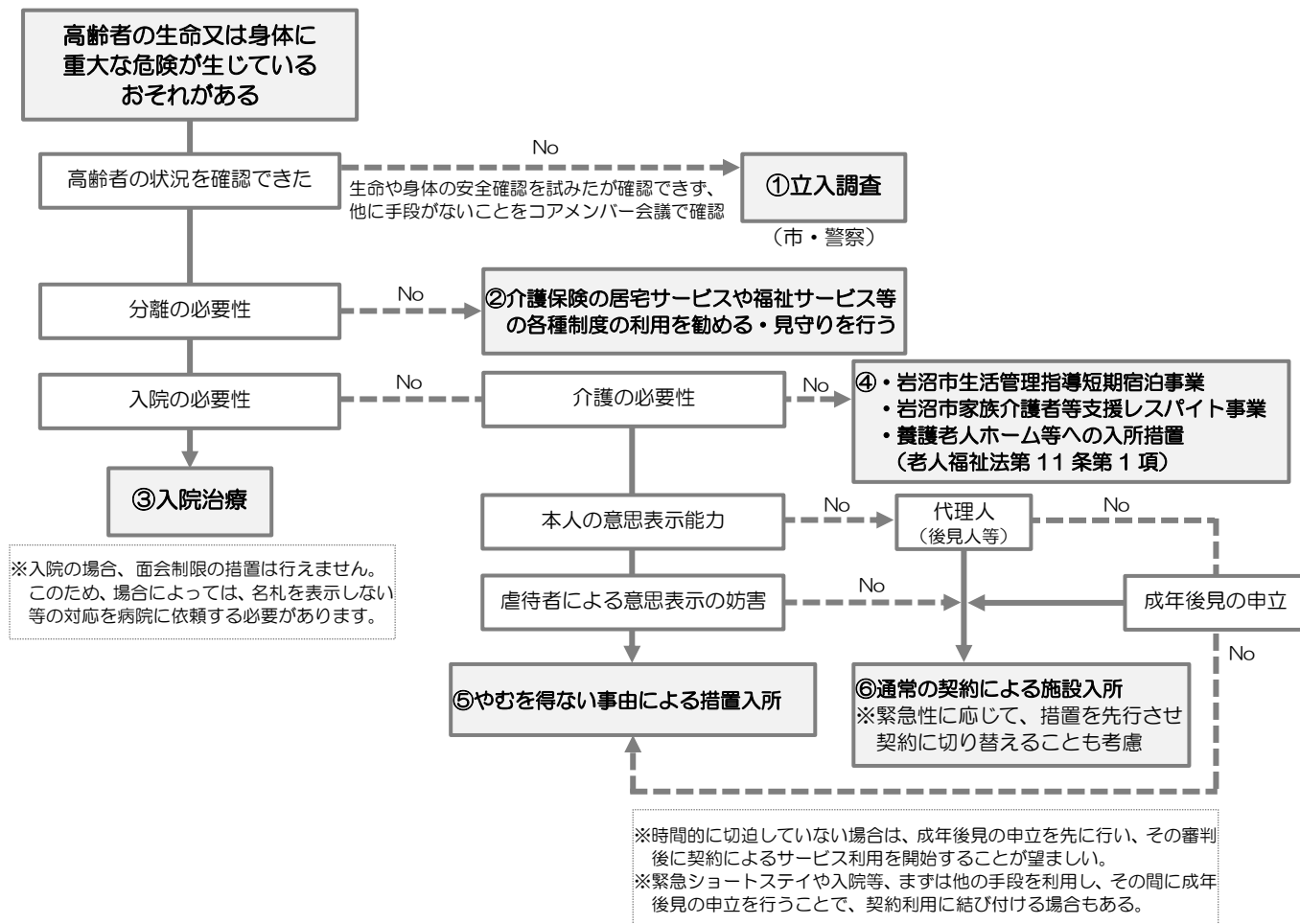
イ 緊急性の判断

緊急性の判断は、高齢者の安全・安心の確保を目的に、**①立入調査の要否、②入院・入所等の緊急的な分離保護の必要性の検討等を行う**ものです。

具体的には、虐待の有無・深刻度の判断後（又は介入拒否等に遭い高齢者の安全を確認できない場合）に、「**生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあるかどうか**」という観点から、どの程度緊急性が高いか、どのような対応が必要かを「**高齢者虐待リスクアセスメントシート**」などのツールを使いながら検討します。

なお、上記目的・観点から、ここで必要になる情報は、本人の近隣関係や生活歴などではなく、医療や本人の身体に関する情報であることに留意します。

緊急時における対応フロー



(ア) 立入調査（高齢者虐待防止法第 11 条）

高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められるときは、地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員の協力のもとに、虐待を受けている高齢者の居所に立ち入り、必要な調査や質問をすることができます。

正当な理由がなく立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、30 万以下の罰金に処せられることとなっています（高齢者虐待防止法第 30 条）。

●立入調査の制約

立入調査は、世帯員の同意を得なくとも住居内に適法に入ることができるというものであって、例えば、養護者等が立入調査を拒否しドアを開けない場合に鍵やドアを壊して立ち入ることまで可能になるわけではありません（それを可能とする法律の根拠がありません。）。

そのため、あらかじめ立入調査を執行するための準備（管理人から合鍵を借りる、ドアを確実に開けてもらうための手段や人物を介在させる等）を綿密に行うことが必要です。

●立入調査の要否の判断

立入調査は、「高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められるとき」のみ可能になるため、関わりの拒否、被虐待者の孤立のみでは立入調査はできません。

また、それまでに様々な手段で高齢者の生命や身体的安全確認を試みたが確認できず、ほかに手段がないということをコアメンバー会議で確認していることが要件になります。

そのため、次のような様々な工夫を重ねていること、実施した訪問全ての日時とその結果を正確に記録に残しておくことが求められます（緊急の場合はこの限りではありません。）。

- ・介護支援専門員（ケアマネジャー）や訪問介護員、主治医などへの同行依頼又は紹介依頼、民生委員、親交のある親族などへの同行依頼などの工夫をしたか。
- ・高齢者が介護保険サービスを利用している又は定期的に医療機関を受診している場合に、介護保険サービス事業所や医療機関で高齢者から聞き取りを行うなどの対応を行ったか。
- ・高齢者や養護者が在宅又は不在の日時を確認し日時を変えながら訪問を重ねる、又は近隣の方の協力を得て家の灯りがついたら訪問するなどの工夫をしたか。

●立入調査の手順

- ①コアメンバー会議において立入調査と本人保護の方向性を確認
- ②立入調査の決定（必ず根拠等を明確にして決裁をとり記録に残す）
- ③立入調査のタイムスケジュール・役割分担表を作成
- ④関係機関（保護先施設、病院等）へ連絡
- ⑤岩沼警察署に援助依頼（様式「高齢者虐待事案に係る援助依頼書」）
- ⑥関係者間で役割分担（本人（搬送等）、養護者に対応する人（複数）、記録（録音）する人など）
- ⑦警察官・医療職（保健師）立会のもと複数の職員で立入調査を実施（証票携帯）
- ⑧高齢者虐待防止法第 11 条の規定に基づく立入調査（行政行為）である旨を説明
- ⑨立入調査の目的、確認したい事項、立入調査権を発動した理由を説明
- ⑩必要な調査・質問（本人の状況を確認する・養護者と話をするなど）
- ⑪本人の生活状況や心身状況等によってはやむを得ない措置等により一時保護（同意不要）
- ⑫立入調査の記録作成（高齢者本人の同意を得られた場合は室内等の写真も撮っておく）
（外傷の状況記録、医師の診断書等も調査記録とともに整備）

(イ) 分離保護

高齢者の生命や身体に関わる危険性が高く、放置しておくとならば重大な結果を招くおそれが予測される場合や、他の方法では虐待の軽減が期待できない場合などには、高齢者を保護するため、養護者等から分離する手段を検討します。

具体的な支援策については、以下の表①②のとおりです。

具体的な支援策①

内 容		老人福祉法による措置等
主な介護保険サービス	① 訪問介護、訪問型サービス	措 置（居宅における介護等） （第10条の4第1項） ※市による面会制限不可
	② 通所介護、通所型サービス	
	③ 短期入所生活介護	
	④ 小規模多機能型居宅介護	
	⑤ 認知症対応型共同生活介護	
	⑥ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）への入所	措 置（老人ホームへの入所等） （第11条第1項第2号） ※市による面会制限可
	⑦ 介護老人保健施設への入所	-
	⑧ 介護療養型医療施設への入所	
	⑨ 介護医療院への入所	
	⑩ 特定施設入居者生活介護	

※市内では、⑦はサニーホーム、⑨は南浜中央病院のみになります。⑧の施設は市内にはありません。

●やむを得ない事由による措置について

やむを得ない事由による措置とは、上表の主な介護保険サービス①～⑥に該当するもので、65歳以上の高齢者が以下のいずれかに該当する場合に、居住地（住民票の有無にかかわらず）の市町村長が、職権によりサービスを利用させることができるというもの（措置）です。

ただし、高齢者本人に判断能力があり、明確に分離に対して拒否している場合は、やむを得ない事由による措置を適用しての分離はできません。

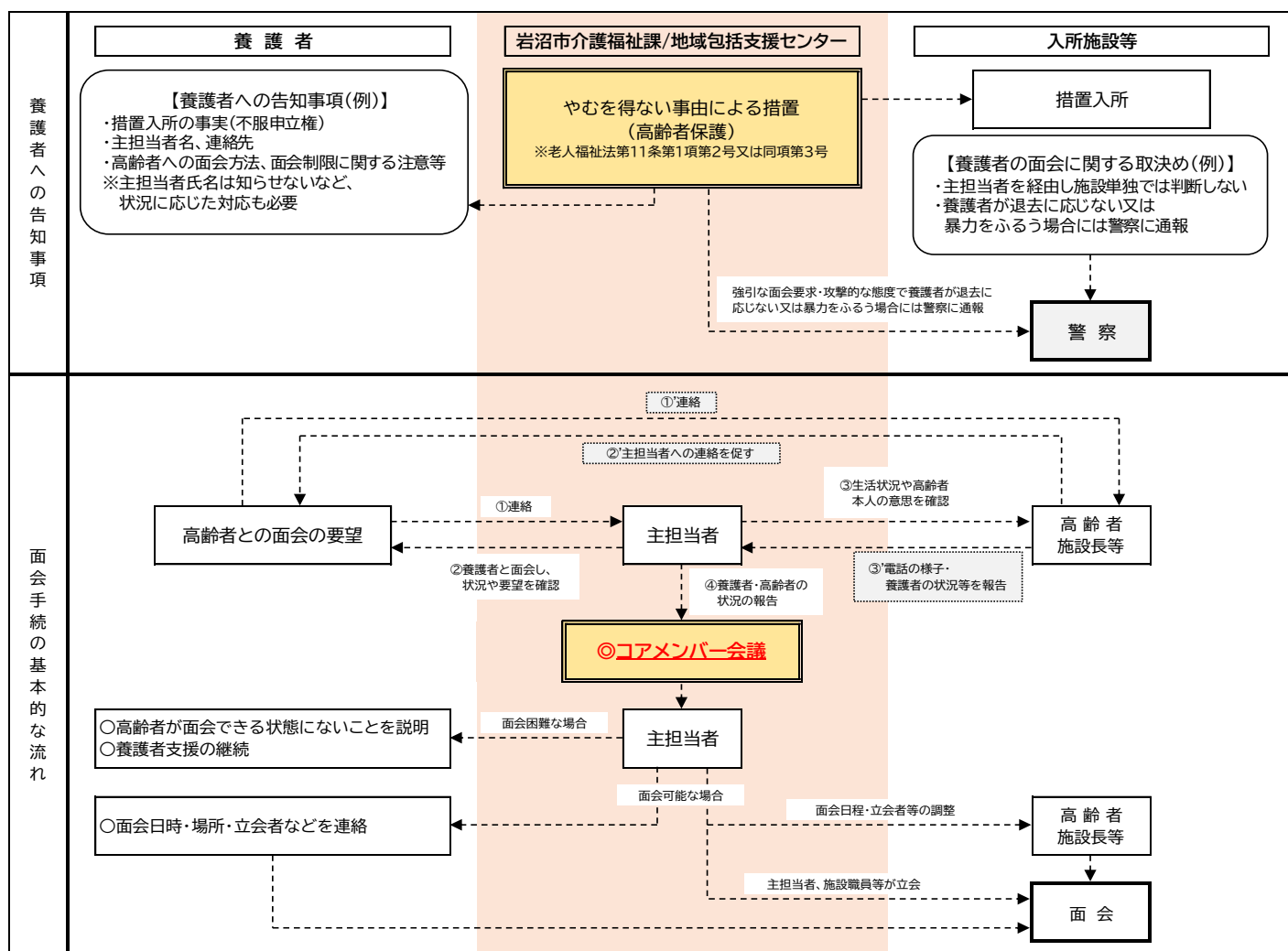
- ①やむを得ない事由（事業者と契約をして介護保険サービスを利用することやその前提となる市町村に対する要介護認定の申請を期待しがたいこと）によって、契約による介護保険サービスを利用することが著しく困難である場合（法第10条の4第1項・第11条第1項第2号）
- ②養護者による高齢者虐待を受け、当該虐待から保護される必要がある場合又は養護者がその心身の状態に照らし養護の負担軽減を図るための支援を必要とする場合（法第10条の4第1項のみ）
- ⇒これは、要介護者又は要介護認定を受けうる者のみならず、例えば、虐待により一時的に心身の状況に悪化を来たしてはいるものの、要介護認定を受けうるかどうか判断できない高齢者についても、保護・分離が必要となる場合には適用できることを意味しています。

●面会制限について

高齢者虐待防止法第13条の規定に基づき、「やむを得ない事由による特別養護老人ホームへの入所（老人福祉法第11条第1項第2号）」又は「養護受託者への養護委託（同項第3号）」の措置を採った場合、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、高齢者虐待を行った養護者と当該高齢者との面会を制限することができます（上記以外では施設独自の施設管理権に基づく面会制限になります。）。

面会制限を行った場合は、その解除の可否、時期等について、定期的にコアメンバー会議を開催し検討しなければなりません。また、当該養護者に限らず当該高齢者に面会申出があった場合、
①当該高齢者の意思を確認し、②コアメンバー会議で面会の可否の判断を行わなければなりません。

その際のフローについては、次図のとおりです。



※ 高齢者虐待防止法において、面会制限は「やむを得ない事由による措置」で保護した場合が対象となっているが、契約による一時入所等の場合でも同様の対応が必要

●措置の解消について

措置の解消は、コアメンバー会議で検討します。解消例については次のとおりです。

- ①**家庭へ戻る場合**（養護者や家族の生活状況が改善し、高齢者が家庭で生活可能と判断される場合）
戻ってから一定期間は、関係機関等による高齢者や養護者等への手厚いフォローが必要です。
- ②**介護サービスの申請や契約が可能になり、契約入所になる場合**
養護者等からの虐待や無視の状況から離脱し、要介護認定の申請や介護サービスの利用に関する契約が可能になった場合（成年後見人等によるものも含まれます。）

具体的な支援策②

内 容		老人福祉法による措置等
その他のサービス	① 養護老人ホームへの入所	措 置（老人ホームへの入所等） （第 11 条第 1 項第 1 号）
	② 養護受託者（高齢者の扶養義務者以外の者）への委託	措 置（老人ホームへの入所等） （第 11 条第 1 項第 3 号）
	③ 岩沼市生活管理指導短期宿泊事業	-
	④ 岩沼市家族介護者等支援レスパイト事業	-
	○ その他契約によるサービス利用の支援	-
	○ 成年後見制度及び成年後見制度利用支援事業	審判の請求（第 32 条）

養護老人ホームへの措置入所対象者（やむを得ない事由による措置ではありません。）

法令等に次のとおり規定されており、入所には原則①②のいずれにも該当することが必要です。

① 環境上の事情（ア及びイに該当すること。）

- ア 健康状態が入院加療を要する病態でないこと。⇒要介護状態が重い寝たきり等でないこと。
- イ 家族、住居の状況等現在置かれている環境では在宅での生活が困難であると認められること。

② 経済的事情（ア、イ、ウのいずれかに該当していること。）

- ア 対象者の属する世帯が生活保護を受給していること。
- イ 対象者及びその者の生計を維持している者の地方税法における所得割が非課税であること。
- ウ 災害その他の事情により対象者の属する世帯の生活の状態が困窮していると認められること。

※ 高齢者虐待防止法第 10 条に規定する「居室を確保するための措置」として、市は、事業所に対し、「介護報酬の取扱いとして、介護老人福祉施設が**高齢者虐待に係る高齢者を入所させた場合には、定員を超過した場合でも減算の対象とならないこと**」の周知を行う必要があります。

ウ 対応方針の決定

虐待の有無・深刻度の判断、緊急性の判断を行った結果、虐待と認定した事例については①立入調査、②分離保護の決定・実施、③適切なサービス等の導入といった対応方針を、事実確認を継続と判断した事例については役割・期限・情報の収集方法等といった対応方針を決定し、P15 第 3 章-2-(3)事実確認に戻ります。

基本的には、在宅生活が可能なお場合には、介護保険の居宅サービス、成年後見制度、日常生活自立支援事業（まもりーぶ）、生活保護相談、その他福祉サービス等の各種制度を利用しながら見守りを続け、在宅生活が困難なお場合には、養護老人ホームや特別養護老人ホーム等への入所措置（老人福祉法第 10 条の 4 第 1 項又は第 11 条第 1 項）、短期入所といった一時保護、協力いただける医療機関への一時入院などを行います。

(5) 評価会議

市は、対応の実施状況（設定目標に対して誰がどのように取り組んだか、確認した事実と日付等）、虐待が解消し高齢者の生命・身体の安全確保がなされたかどうかの確認のため、評価会議を開催します。

虐待対応要因へのアプローチにより、虐待が解消されたこと及び高齢者が安心して生活を送るために必要な環境が整ったことを確認できた場合は、虐待対応の終結の判断を行います。

※これは虐待対応としての終結の目安であり、高齢者が住み慣れた地域で安心して尊厳ある生活を送る権利を保障するために、必要に応じて、権利擁護対応や包括的・継続的マネジメント支援に移行する必要があります。その場合、地域包括支援センターの関与の検討、関係機関との連絡体制の構築を意識し、適切な関与、引継ぎを行います。

上記内容を確認できなかった場合は、虐待対応を継続とし、次の対応段階に移るため、設定した目標や対応方法の変更の必要性等の検討を行います。

設定した目標や対応方法の変更の必要性を検討するための確認事項例

●高齢者

- ・虐待の発生要因、虐待解消に向けた課題が解消したか。何を根拠としてそう言えるか。
- ・対応を行った結果、虐待解消に向けた新たな課題が生じていないか。
- ・虐待を再発させる要因や可能性が残されていないか。
- ・高齢者の意向を確認しているか。
- ・高齢者が安心して生活を送るための環境や体制が構築できているか。
- ・高齢者が支援を受け入れる状況にあり、継続した関わりを持てる状況にあるか。

●養護者

- ・虐待の発生要因、虐待解消に向けた課題が解消したか。何を根拠としてそう言えるか。
- ・対応を行った結果、養護者に新たな課題が生じていないか。
- ・虐待を再発させる要因や可能性が残されていないか。
- ・虐待を解消していくために、養護者支援の必要性が生じていないか。
- ・養護者の意向を確認しているか。
- ・養護者の状況や生活に改善が見られているかどうか。
- ・養護者が支援を受け入れる状況にあり、継続した関わりを持てる状況にあるか。

●その他の家族

- ・他の家族の関わりによって、虐待の解消が図られる状況にあるか。
- ・他の家族の関わりによって、高齢者が安心して生活を送るための環境や体制が構築できているか。
- ・対応を行った結果、家族全体の状況や生活に改善が見られているか。

●関係者（近隣・地域住民との関係を含みます。）

- ・関係者の関わりによって、虐待の解消が図られる状況にあるか。
- ・関係者の関わりによって、高齢者が安心して生活を送るための環境や体制が構築できているか。
- ・対応を行った結果、家族全体の状況や生活に改善が見られているか。

3 対応段階（目的：虐待の解消・安心して生活を送る環境を整えるための対応）

対応段階では、高齢者の生命・身体の安全確保を常に意識しながら、虐待の解消と高齢者が安心して生活を送る環境を整えるために必要な対応を行うことが目的となります。

(1) 情報収集と虐待発生要因・課題の整理

虐待発生要因の明確化と、高齢者が安心して生活を送るための環境整備に向けた課題やニーズの明確化を目的として情報収集を行います。その際、高齢者本人の意思や希望、養護者・家族の意向について丁寧に把握することが重要になります。

(2) 虐待対応計画（案）の作成

初動期段階の評価会議の結果、虐待状況や要因、高齢者本人や養護者等の状況をアセスメントした結果をもとに、どのような形態での虐待対応の終結が可能かについて検討の上、総合的な対応方針、課題や目標、役割分担と期限の設定、関与を依頼する関係機関などを記載した虐待対応計画（案）を作成します。

(3) 虐待対応ケース会議

事前に作成した虐待対応計画（案）の内容を協議・決定します。

(4) 評価会議

市は、対応の実施状況（設定目標に対して誰がどのように取り組んだか、確認した事実と日付等）、虐待が解消し安心して生活を送ることができる環境が整ったかどうかの確認のため、評価会議を開催します。

その結果、虐待が解消されたこと及び高齢者が安心して生活を送るために必要な環境が整ったことを確認できた場合は、虐待対応の終結の判断を行います。

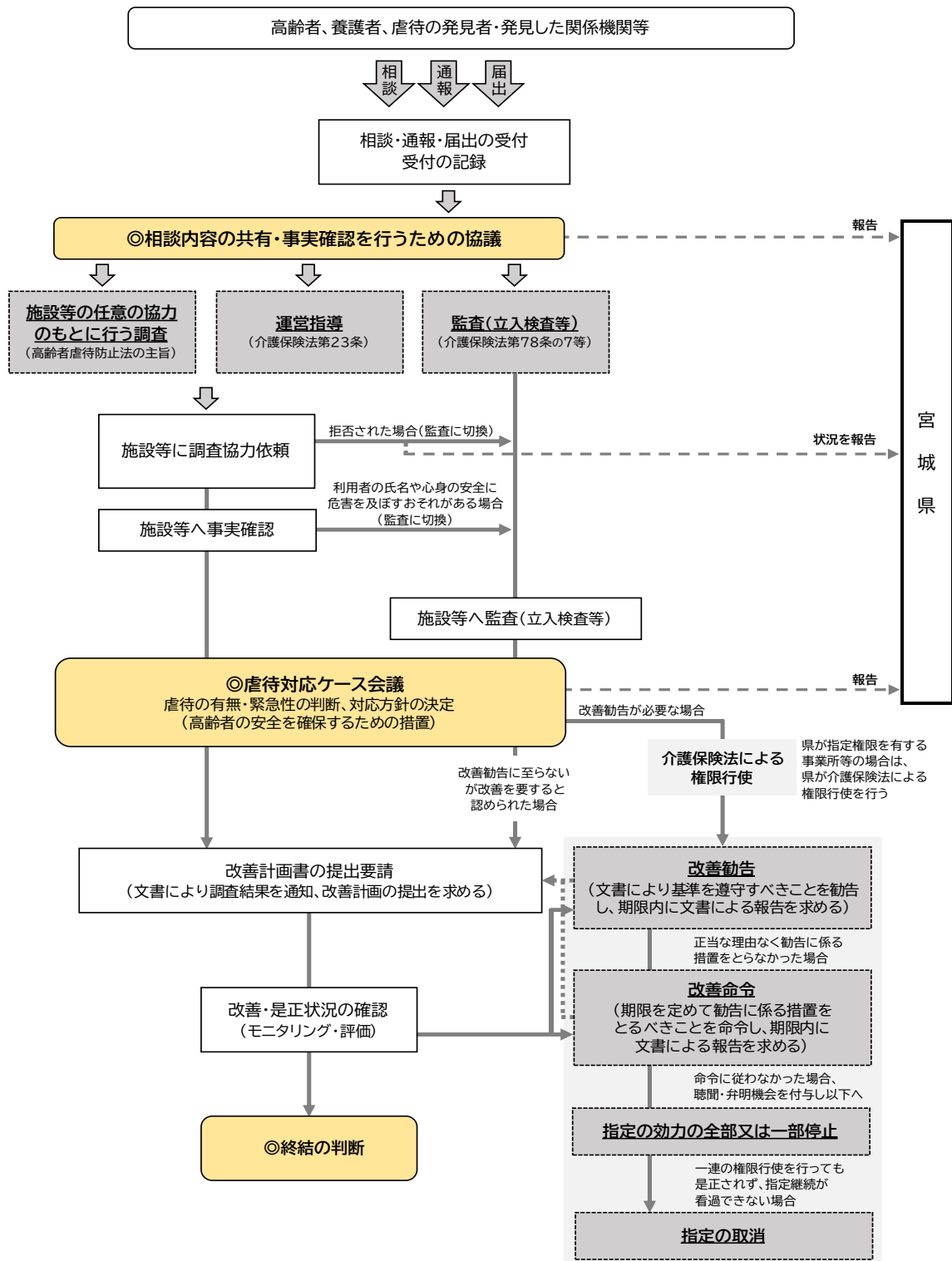
上記内容を確認できなかった場合は、(1)情報収集と虐待発生要因・課題の整理に戻ります。

第4章 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応

1 対応手順（フロー）

養介護施設従事者等による高齢者虐待（以下「施設等虐待」といいます。）の対応手順（フロー）については、次図のとおりです。養護者による高齢者虐待のときと同様、全体の流れの中で、今現在、どの段階・どの場面にあるのかを確認しながら、対応をしていきます。

養介護施設従事者等による高齢者虐待の対応手順（市が指定権限を有する事業所等の場合）



2 施設等虐待への対応

(1) 相談・通報、届出の受付

本市の相談・通報、届出窓口は、市介護福祉課事業給付係です。

通報等を受けた職員は、通報者から発見した状況等について正確に、かつ、詳細に聞き取り、それが施設等虐待に該当するかどうか判断できる材料となるよう情報を整理します。

その結果、当該事案が施設等虐待(又は虐待の疑い)であると判断された場合においては、以下の内容についても確認し、受付記録を作成します。

通報等の内容が、サービス内容に対する苦情等で他の相談窓口(例えば当該施設の苦情等)での対応が適切な場合は、その相談窓口につなぎ、受付記録を作成して対応を終了します。

<p>●虐待の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養介護施設等の名称、所在地、サービス種別 ・虐待の種別、発生要因 ・虐待の具体的状況 	<p>●介護サービス等の利用状況や関係者の有無</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス等の利用有無 ・家族に関わりのある関係者の有無
<p>●高齢者本人、虐待者と家族の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人の氏名、居所、性別、年齢、連絡先 ・本人の心身の状況、意思表示能力、要介護状態 ・虐待者の心身の状況、他の家族等の状況 ・家族関係 	<p>●通報者の情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名、連絡先、高齢者・養護者との関係等

※高齢者が入所している養介護施設等と通報等を行った家族等の所在地が異なる場合は、当該施設等の所在地の市町村が対応することになります。

※養介護施設従事者等は、施設等虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、市町村に通報する義務があり、養介護施設等には、これを職員に周知する義務があります。

●通報等による不利益取扱いの禁止

高齢者虐待防止法では、施設等虐待の早期発見等のため、以下の規定が設けられています(一部改変)。

①刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務の規定は、施設等虐待の通報を妨げるものと解釈してはならない。

②施設等虐待の通報等を行った従業者等は、当該通報等により、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

ただし、これらの規定が適用される「通報」については、虚偽であるもの及び過失によるもの(「一般人であれば虐待があったと考えることには合理性がない場合の通報」)は除かれます。

虐待事実がないにもかかわらず故意に虚偽の事実を通報した場合、「虐待を受けたと思われる高齢者」の通報にならないことから、上記の不利益取扱いの禁止等の規定が適用されないため、注意が必要です。

(2) 協議

緊急性の判断と対応の検討のため、①市管理者、②市担当係長、③市担当職員等で「相談内容の共有・事実確認を行うための協議」を行い、リスクアセスメントを実施の上、①緊急性の判断、②養介護施設等への事実確認の方法等を検討します。

事実確認の方法については、①任意調査(養介護施設等の任意の協力のもとに行う調査)、②運営指導、③監査(立入検査等)の中から適切な方法を総合的に検討します。

なお、本来であれば施設等虐待が確認された事例のみを県に報告することになっているものの、①県が指定権限等を有する養介護施設等の場合、②養介護施設等が調査に協力しない場合等は、上記検討後に通報等があった旨などを報告します。

(※①の場合は共同での事実確認の依頼も併せて行います。)

通報先 宮城県仙台保健福祉事務所高齢者支援班(022-365-3152)

(3) 事実確認

調査項目・調査体制や役割分担・調査手順等について、以下を参考に事前に検討・準備の上、養介護施設従事者等の勤務する養介護施設や事業所に 2人以上の職員 で訪問し、当該施設・事業所、虐待を受けたと思われる高齢者本人に事実確認を行います。

その際、高齢者本人への医療の必要性が疑われる場合には、的確に判断し迅速な対応がとれるよう、医療職（保健師）も同行することとします。

事実確認を終えた後は、調査報告書を作成し、市管理者の確認をとります。

なお、①任意調査や運営指導を拒否された場合、②著しい運営基準違反が確認され、利用者の生命や心身の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合は、直ちに監査（立入検査等）に切り替えます。

調査項目

高齢者本人	●虐待等の種類や程度	●サービス利用状況
	●虐待の事実と経過	●高齢者本人の意思、希望
養介護施設等	●本人の安全確認と身体・精神・生活状況等の把握 身体状況：傷害部位及びその状況 精神状況：表情や行動等から虐待による精神的影響の有無や様子 生活環境：生活している居室等の生活環境	●その他必要事項
	●高齢者本人に対するサービス提供状況 ・当該高齢者の生活状況 ・職員の対応状況 ・介護サービス計画・実施記録・支援経過	●その他留意事項 ・苦情相談記録 ・虐待防止委員会等の記録 ・職員への研修状況
	●虐待等の疑いのある職員の勤務状況、健康状態等	
	●通報等の内容に係る事実確認、状況の説明	
	●職員勤務体制	

※調査に当たっては、高齢者や養介護施設従事者等の権利、プライバシーを侵すことがないように十分配慮するとともに、高齢者及び養介護施設等に対し、次の事項を説明し理解を得ることが必要です。

①訪問の目的、②担当職員の職務、③守秘義務 ④調査事項（調査内容と必要性）

⑤高齢者の権利（高齢者の尊厳の保持は基本的人権であり、老人福祉法や介護保険法、高齢者虐待防止法などで保障されていること、それを擁護するために市がとり得る措置）

(4) 虐待対応ケース会議

事実確認の結果に基づき、虐待の有無と緊急性の判断、対応方針の決定を行います。会議には、①市管理者、②市担当係長、③市担当職員、④事実確認に参加した職員で行い、必要に応じて庁内関係各課、関係機関に参加を要請します。

虐待の有無と緊急性の判断は、慎重に検討し、必要な場合は高齢者の保護を行います。

①虐待が認められた場合、②虐待は認められなくとも運営基準違反行為や不適切なケア等が認められた場合には、養介護施設等に対し、改善指導を行います。

また、必要に応じて、老人福祉法及び介護保険法に基づく①改善勧告、②改善命令、③指定の効力の全部又は一部停止、④指定の取消といった権限を適切に行使します。

なお、再発防止に向けた指導内容は、虐待や不適切なケア等が発生した直接的な原因とともに、当該施設等の管理運営体制など背景要因を含めて検討する必要があります。

(5) 調査結果の通知・改善計画の提出依頼

当該施設等に対し、事実確認の結果、改善が必要とされる事項、指導内容を通知するとともに、定められた期限内に改善計画書を提出するよう依頼します。

当該施設等から改善計画書の提出があった場合は、以下の点について確認し、実効性が伴っていないなど、具体性に欠ける計画であれば修正の指導を行います。

- ・指導内容に対する具体的な行動計画に基づく取組内容になっているか
- ・組織全体（経営者、管理者、職員等）としての虐待防止策の内容になっているか
- ・目標や達成時期が明確になっているか

(6) モニタリング・評価会議

改善計画に沿った取組がなされているか定期的に取組状況結果を報告してもらうよう依頼するなど、改善取組に対するモニタリングを行います。

改善計画の目標達成期日が経過した段階で、当該施設等を再度訪問の上、改善取組に対する評価会議を行います（参加者は(4)虐待対応ケース会議と同じ）。

改善取組が滞っている、改善意識が見られない等の場合は、必要に応じて県と連携し、改善勧告・改善命令等の権限行使により改善取組を促します。

(7) 終結

モニタリングを実施しながら、虐待状態の解消の確認や、当該施設等において虐待防止の取組を継続的に実施できる体制ができているかを確認し、問題がなければ終結の判断を行うとともに、様式「養介護施設従事者等による高齢者虐待について（報告）」により県に報告します（※虐待対応終結後も通常の運営指導等でフォローを行います。）。

県に報告すべき事項（厚生労働省令で規定）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①虐待の事実が認められた養介護施設等の情報（名称、所在地、サービス種別）②虐待を受けた高齢者の状況（性別、年齢、要介護度その他の心身の状況）③確認できた虐待の状況（虐待の種別、内容、発生要因）④虐待を行った養介護施設等従事者の氏名、生年月日及び職種⑤市が行った対応⑥虐待を行った施設・事業所において改善措置が行われている場合にはその内容 |
|---|

（主な参考文献等）

- 「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（平成30年3月厚生労働省老健局）」
- 令和2年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果（添付資料）（厚生労働省）
- 市町村や地域包括支援センターにおける高齢者の「セルフ・ネグレクト」及び消費者被害への対応について（平成27年7月10日老推発0710第2号）
- 「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」の活用について（平成5年10月26日老発第0403003号厚生省老人保健福祉局長通知。平成18年4月3日一部改正）
- 「障害老人の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準」の活用について（平成3年11月18日老健第102-2号厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知）
- 「高齢者虐待における事例研究等に関する調査研究事業」報告書（令和3年3月公益社団法人日本社会福祉士会）
- 高齢者の権利擁護と虐待対応 お役立ち帳 令和2年5月改訂版（公益財団法人東京都福祉保健財団）